

横須賀市報

号外第7号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

- ◇印鑑条例中一部改正 2
- ◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 //
- ◇文化会館条例等中一部改正 5
- ◇ベイスクエア・パーキング条例等中一部改正 12
- ◇コミュニティセンター条例中一部改正 13
- ◇手数料条例中一部改正 15
- ◇児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例中一部改正 //
- ◇適正な土地利用の調整に関する条例中一部改正 16
- ◇特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例中一部改正 //

- ◇開発許可等の基準及び手続きに関する条例中一部改正 ... //
- ◇上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中一部改正 //
- ◇横須賀市水道事業給水条例中一部改正 17
- 規 則
- ◇文化会館条例施行規則等中一部改正 //
- ◇コミュニティセンター条例施行規則中一部改正 19
- ◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正 //
- 告 示
- ◇令和元年度横須賀市一般会計補正予算(第2号)について 20
- 上下水道企業管理規程
- ◇横須賀市水道事業給水条例施行規程 21
- 教育員会規則
- ◇美術館条例施行規則等中一部改正 22

本号で公布された条例のあらまし

○印鑑条例の一部を改正する条例(条例第9号)

- 1 印鑑登録証の交付を受けた者が、コンビニエンスストア等に設置されている端末機を利用し、個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができることとする。
- 2 施行期日 令和2年2月17日

○横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(条例第10号)

- 1 地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和2年4月1日

○文化会館条例等の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 公の施設の使用料等の見直し並びに消費税法の改正及び地方税法の改正に伴い、文化会館条例ほか14条例に規定する使用料等を改める。
- 2 施行期日 令和2年4月1日

○ベイスクエア・パーキング条例等の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 消費税法の改正及び地方税法の改正に伴い、ベイスクエア・パーキング条例ほか7条例に規定する使用料等を改める。
- 2 施行期日 令和2年4月1日

○コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 コミュニティセンターの運営の見直しに伴い、使用料及びその還付の規定を設ける。
- 2 使用の権利の譲渡又は転貸を禁止する。
- 3 施行期日 令和2年6月1日

○手数料条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 住民基本台帳法の改正に伴い、除票の写しの交付手数料等を設ける。
- 2 消費税法の改正及び地方税法の改正に伴い、犬の予防注射手数料等を改定する。
- 3 日常生活系一般廃棄物収集等手数料のうち粗大ごみの収集等手数料に係る項目を改める。
- 4 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可申請手数料の一部を改定する。
- 5 施行期日 令和2年4月1日
1及び4については、令和元年10月1日

○児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、心理療法担当職員等の資格基準を改める。
- 2 施行期日 令和元年10月1日

○適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 対象行為となる1,000平方メートルを超える工場等の建築を、住居系用途地域及び準工業地域内において建築する場合のみとする。
- 2 承認を受けた内容と異なる土地利用行為が行われ、承認を受けた内容のとおり実施する見込みがないと認められるときに当該承認を取り消す。
- 3 施行期日 令和2年4月1日

○特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 市街化調整区域内において切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以下のものを特定建築等行為とする。
- 2 承認を受けた内容と異なる特定建築等行為が行われ、承認を受けた内容のとおり実施する見込みがないと認められるときに当

該承認を取り消す。

3 施行期日 令和2年4月1日

○開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 都市計画法第29条第1項の許可を受ける行為を同時に又は連続して行おうとする場合について、一体的な土地利用行為とみなし、当該行為を行う区域を一の区域とみなすこととする。

2 施行期日 令和2年4月1日

○上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及びその種類を定める。

2 地方公務員法の改正に伴い、所要の条文整備を行う。

3 施行期日 令和2年4月1日

2については、令和元年12月14日

○横須賀市水道事業給水条例(条例第20号)

1 水道法の改正による指定給水装置工事事業者に係る指定の更新制の導入に伴い、当該更新に係る手数料を設け、その額を1万円と定める。

2 施行期日 令和元年10月1日

条 例

印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第9号

印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑条例(昭和52年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項の場合において、必要な操作が正しく行われなかったとき。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されていないものを除く。)を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された印鑑登録証明書を発行する機能を有する端末機において必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

附 則

この条例は、令和2年2月17日から施行する。

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下単に「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。(給与の種類等)

第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当

及び退職手当とし、同項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の給与は、基本となる報酬(以下「基本報酬」という。)並びに特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬並びに期末手当とする。

2 前項の給与は、他の条例に別の定めがある場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、当該会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与の支給に含まないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第2)の定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定による分類により任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、その職務に必要なとなる資格、職務の性質、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給等)

第6条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号。以下「給与条例」という。)第8条の規定はフルタイム会計年度任用職員の給料の支給について、給与条例第11条の2の規定はフルタイム会計年度任用職員の地域手当について、それぞれ準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 フルタイム会計年度任用職員に、1月当たりの通勤手当として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 交通機関を利用したとき 住居と勤務場所との間の往復に要する運賃に勤務日数を乗じて得た額(任命権者が定める額を限度とする。)

(2) 自動車その他の交通の用具であって規則で定めるものを利用したとき 任命権者が定める額に勤務日数を乗じて得た額

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)の規定の適用を受ける職員の特殊勤務手当の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等)

第9条 次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の手当については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

(1) 時間外勤務手当 給与条例第14条
 (2) 休日勤務手当 給与条例第15条
 (3) 夜間勤務手当(夜間勤務手当に相当する額を含めた給与の号給が定められている場合における当該号給のフルタイム会計年度任用職員の手当を除く。) 給与条例第16条
 (4) 宿日直手当 給与条例第18条
 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
 第10条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日(以下「在職日」という。)に、それぞれ在職するものに対し、期末手当を支給する。これらの在職日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、在職日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100
 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの在職日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額とする。

4 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上になったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の規定の適用については、当該会計年度において同項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上になったときは、当該者は、第1項の規定の適用については、同項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)
 第11条 第9条において準用する給与条例第14条から第16条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料及び地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから任命権者が定める時間を減じたもので除した額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)
 第12条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇の場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、当該フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)
 第13条 職員退職手当条例(昭和30年横須賀市条例第3号)の規定は、フルタイム会計年度任用職員のうち、勤務した日(法律又は条例等の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続きフルタイム会計年度任用職員として勤務することとされているものについて準用する。この場合において、当該フルタイム会計年度任用職員の退職手当の基本額については、同条例第3条の規定を準用し算定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)
 第14条 フルタイム会計年度任用職員の旅費は、横須賀市旅費支給条例(昭和22年横須賀市条例第19号)及び市内出張旅費支給条例(昭和26年横須賀市条例第29号)の規定の適用を受

ける職員の旅費の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)
 第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を155で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員が、その1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるフルタイム会計年度任用職員であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た給料の額に、第6条の規定を適用して得た地域手当の額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)
 第16条 職員特殊勤務手当支給条例に規定する業務に従事したパートタイム会計年度任用職員に対し、同条例の規定の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)
 第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対し、その正規の勤務時間以外の時間における勤務について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で任命権者が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間に勤務した時間のうち、その勤務した時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務についての前項に規定する報酬の額は、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の時間における勤務である場合にあっては、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日等における勤務に係る報酬が支給されることとなる当該休日等の日を除く。)における勤務
 (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(次条の規定により休日等における勤務に係る報酬が支給されることとなる当該勤務の時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間と割振り

変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務に係る報酬については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えた勤務の時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項に規定する勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間の時間である場合にあっては、100分の175）

(2) 前項に規定する勤務（同項ただし書に規定する勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日等における勤務に係る報酬が支給されることとなる当該勤務の時間を除く。）100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 勤務時間条例第9条に規定する休日及び勤務時間条例第10条に規定する代休日（以下この条において「休日等」という。）において勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対し、その休日等における勤務について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の135から100分の160までの範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日等において勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員が、当該休日等以外の日において当該休日等の勤務時間に相当する時間を勤務しないこととされたときは、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、当該休日等における勤務について、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対し、その間における勤務について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第20条 第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第21条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上であり、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である者に限る。）の期末手当について準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る期末手当基礎額は、任命権者が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第22条 給与条例第8条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第23条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第15条第1項に規定する基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから任命権者が定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第15条第2項に規定する基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた

1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第15条第3項に規定する基本報酬の額

2 前項の規定にかかわらず、次条の場合において、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第15条第1項に規定する基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第24条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇の場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇の場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤等に係る費用弁償）

第25条 第7条の規定はパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給について、第14条の規定はパートタイム会計年度任用職員の公務のための出張に係る費用弁償の支給について、それぞれ準用する。

（会計年度任用職員の給与の控除）

第26条 給与条例第20条の規定は、会計年度任用職員の給与の控除について準用する。

（会計年度任用職員の給与の特例）

第27条 会計年度任用職員の職務の特殊性、任用の事情、常勤職員との権衡等を考慮し、第2条から第24条までの規定（第14条を除く。）により難い場合における当該会計年度任用職員の給与については、任命権者は、別に定めることができる。

（単純労働者の給与等）

第28条 第2条から第24条までの規定（第14条を除く。）は、法第57条に規定する単純な労働に雇用される職員であって、会計年度任用職員であるものの給与の種類及び基準について準用する。

（その他の事項）

第29条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、月額で報酬を受けていた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下この項及び次項において「改正前の法」という。）に規定する非常勤職員であった者であって、施行日以後引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員となるものの給料及び地域手当の月額合計額又は報酬月額（以下この項において「給料等額」という。）が、当該者の施行日の前日の非常勤職員の報酬の月額未満の額である場合は、当分の間、当該者に給料等額のほかに、その差額に相当する額を給料及び地域手当又は報酬として支給する。

3 施行日の前日において1週間当たりの勤務時間が正規職員の勤務時間の2分の1以上の改正前の法に規定する非常勤職員であった者であって、施行日以後に会計年度任用職員となるものの当該非常勤職員であった期間は、第10条（第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第10条第1項（第21条第1項において準用する場合を含む。）の任期及び第10条第2項（第21条第1項において準用する場合を含む。）の在職期間とみなす。

別表第1 (第3条関係)

職 種 職務の級 号級	給 与 表		医療職	教育職
	行政職及び労務職			
	1 級	2 級	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	141,100	171,100	265,700	173,900
2	142,100	173,800	268,600	176,000
3	143,100	176,400	271,500	178,100
4	144,100	179,000	274,400	180,300
5	145,100	181,700	277,300	182,300
6	146,200	183,400	280,200	184,500
7	147,400	185,000	283,100	186,700
8	148,500	186,700	285,900	188,900
9	149,600	188,200	288,800	191,200
10	150,700	189,900	291,700	194,000
11	151,800	191,700	294,500	196,700
12	152,900	193,400	297,300	199,400
13	154,000	195,000	300,200	202,300
14	155,400	196,700	303,100	204,000
15	156,700	198,500	306,100	205,700
16	158,000	200,300	309,000	207,400
17	159,300	201,900	311,800	209,200
18	160,800	203,700	314,600	210,800
19	162,300	205,400	317,500	212,500
20	163,900	207,200	320,300	214,000
21	165,200	208,900	322,800	215,800
22	166,700	210,700	325,500	217,700
23	168,200	212,500	328,400	219,600
24	169,700	214,300	331,200	221,500
25	171,100	215,700	333,800	223,000
26	173,800	217,500	336,500	225,000
27	176,400	219,200	339,200	227,000
28	179,000	221,000	342,000	229,000
29	181,700	222,700	344,400	230,800
30	183,400	224,400	347,100	233,500
31	185,000	226,000	349,900	236,200
32	186,700	227,600	352,600	238,900
33	188,200	229,400	355,000	241,500
34	189,900	231,400	357,800	244,300
35	191,700	233,300	360,600	246,900
36	193,400	235,300	363,200	249,600
37	195,000	237,100	365,900	252,100
38	196,700	238,800	368,500	254,600
39	198,500	240,300	371,200	257,100
40	200,300	241,900	373,900	259,400
41	201,900	243,100	376,100	262,000
42	203,700	244,600	378,700	264,400
43	205,400	246,200	381,200	266,600
44	207,200	247,600	383,800	268,800
45	208,900	249,100	386,000	270,900
46	210,700	250,600	388,000	273,100
47	212,500	251,900	390,200	275,300
48	214,300	253,300	392,100	277,300

49	215,600	254,800	394,300	279,600
50	217,400	256,400	396,600	281,600
51	219,100	258,100	398,900	283,500
52	220,900	259,900	401,300	285,500
53	222,600	261,500	403,700	287,300
54	224,300	263,300	405,900	289,700
55	225,900	265,000	408,100	292,000
56	227,500	266,700	410,300	294,500
57	229,000	268,600	412,400	296,500
58	230,700	270,500	414,600	299,000
59	232,300	272,300	416,800	301,300
60	233,900	274,100	419,000	304,000
61	235,000	275,800	421,100	306,400
62	236,500	277,700	423,200	308,800
63	237,900	279,600	425,200	311,300
64	239,100	281,300	427,300	313,600
65	240,400	282,800	429,500	315,800
66	241,600	284,700	431,300	318,000
67	242,600	286,500	433,100	320,100
68	243,800	288,400	434,900	322,300
69	245,100	290,000	436,500	324,200
70	246,300	291,700	438,000	326,300
71	247,500	293,500	439,500	328,400
72	248,700	295,300	440,900	330,400
73	249,600	296,800	442,300	332,500
74	251,000	298,500		334,600
75	252,400	300,000		336,800
76	253,900	301,600		339,000
77	255,300	303,200		340,700
78	256,700	304,900		342,600
79	258,100	306,500		344,300
80	259,400	308,200		346,100
81	260,600	309,100		347,900
82	261,900	310,600		349,700
83	263,300	312,100		351,100
84	264,600	313,700		352,900
85	265,700	315,300		354,100

別表第2 (第4条第1項関係)
等級別基準職務表

職 種	職務の級	職務の内容
行政職	1 級	補助的又は定型的な業務を行う職務
	2 級	知識及び経験を要する職務

文化会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第11号

文化会館条例等の一部を改正する条例

(文化会館条例の一部改正)

第1条 文化会館条例(昭和40年横須賀市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中

円 12,340	円 20,570	を	円 13,570	円 22,620	に改
20,570	30,860		22,630	33,950	
30,860	41,140		33,940	45,250	
32,910	51,430		36,200	56,570	
51,430	72,000		56,570	79,200	
63,770	92,570		70,140	101,820	

め、同項第2号の表中

円 3,090	円 5,140	を	円 3,400	円 5,650	に改
4,110	6,170		4,520	6,790	
5,140	8,230		5,650	9,050	
7,200	11,310		7,920	12,440	
9,250	14,400		10,170	15,840	
12,340	19,540		13,570	21,490	
2,060	3,090		2,360	3,560	
3,090	4,110		3,560	4,720	
4,110	5,140		4,720	5,910	
5,150	7,200		5,920	8,280	
7,200	9,250		8,280	10,630	
9,260	12,340		10,640	14,190	

め、同項第3号の表中

円 5,140	円 7,200	を	円 5,660	円 7,920	に改
6,170	8,230		6,780	9,050	
8,230	10,290		9,050	11,320	
11,310	15,430		12,440	16,970	
14,400	18,520		15,830	20,370	
19,540	25,720		21,490	28,290	
3,090	4,110		3,400	4,520	
4,110	5,140		4,520	5,650	
5,140	7,200		5,650	7,920	
7,200	9,250		7,920	10,170	
9,250	12,340		10,170	13,570	
12,340	16,450		13,570	18,090	

め、同項第4号の表中「620」を「740」に、「510」を「610」に、

310	を	380	に改め、同項第5号の表中
210		260	
410		510	
310		380	

備考以外の部分を次のように改める。

(5) 駐車場

区	分	使用料
	1回1時間まで	円 0
	1回1時間を超え4時間	320

普通自動車	午前7時30分から午後11時まで	まで 1回4時間を超えた場合は、320円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100
大型自動車等	午前8時30分から午後10時まで	1回	2,000

別表第1項第5号の表備考に関する部分に次の1項を加える。

3 午後7時から午前7時30分までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、1,000円を限度とする。

別表第2項第1号の表中「5,140」を「5,660」に、「8,230」を「9,050」に、「12,340」を「13,570」に、「16,460」を「18,110」に、「13,370」を「14,710」に、「20,570」を「22,620」に、「28,800」を「31,680」に、「25,710」を「28,280」に、「37,030」を「40,730」に改め、同項第2号の表中

円 3,090	円 4,110	を	円 3,400	円 4,520	に改
4,110	5,660		4,520	6,220	
5,660	6,690		6,220	7,350	
7,200	9,770		7,920	10,740	
9,770	12,350		10,740	13,570	
12,860	16,460		14,140	18,090	
2,060	3,090		2,360	3,550	
3,090	4,110		3,560	4,730	
4,110	5,660		4,720	6,500	
5,150	7,200		5,920	8,280	
7,200	9,770		8,280	11,230	
9,260	12,860		10,640	14,780	
1,030	1,540		1,180	1,770	
1,540	2,060		1,770	2,370	
2,060	3,090		2,370	3,550	
2,570	3,600		2,950	4,140	
3,600	5,150		4,140	5,920	
4,630	6,690		5,320	7,690	

め、同項第3号の表中「620」を「740」に改める。

(芸術劇場条例の一部改正)

第2条 芸術劇場条例(平成5年横須賀市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

円 56,570	円 67,890	を	円 59,390	円 71,280	に改
108,000	129,600		113,400	136,080	
133,710	160,460		140,390	168,480	
164,570	197,490		172,790	207,360	
241,710	290,060		253,790	304,560	
257,140	308,570		269,990	323,990	
41,140	49,370		43,190	51,830	

14,400	17,490	15,840	19,230
26,740	31,890	29,410	35,070
33,940	41,140	37,330	45,250
41,140	49,380	45,250	54,300
60,680	73,030	66,740	80,320

64,800	78,170	71,280	85,980
10,290	12,340	11,310	13,570

め、同表第2項の表中「3,090」を「3,550」に、「3,700」を「4,250」に、「2,060」を「2,360」に、「2,470」を「2,840」に改め、同表第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

施設		区 分	午 前	午 後	夜 間	午 前・ 午 後	午 後・ 夜 間	全 日	時間外(1 時間当たり)
大 劇 場	楽屋1 楽屋5		円 950	円 1,250	円 1,250	円 2,200	円 2,500	円 2,930	円 370
	楽屋2 楽屋9 楽屋12 楽屋13		2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	6,810	890
	楽屋3 楽屋4		2,520	3,350	3,350	5,870	6,700	7,850	1,000
	楽屋6 楽屋7		1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730
	楽屋8		2,830	3,770	3,770	6,600	7,540	8,800	1,150
	楽屋10 楽屋11		3,150	4,190	4,190	7,340	8,380	9,850	1,250
	衣装室		950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370
小 劇 場	楽屋A 楽屋B 楽屋D		950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370
	楽屋C		1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730

(産業交流プラザ条例の一部改正)

第3条 産業交流プラザ条例(平成5年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第11条第1項関係)

施 設	区 分	使 用 料
特別会議室	1時間につき	円 1,070
第1会議室	1時間につき	1,040
第2会議室	1時間につき	730
第3会議室	1時間につき	460
第4会議室	1時間につき	1,050
第5会議室	1時間につき	670
第1研修室	1時間につき	2,070
第2研修室	1時間につき	1,650
交流サロン	1時間につき	1,150
上記以外の施設(指定管理者が必要と認める場合に限る。)	1平方メートル 1時間につき	10

別表備考に関する部分第1項中「会議室及び研修室を」を削り、同部分第2項を削り、同部分第3項を同部分第2項とする。

(勤労福祉会館条例の一部改正)

第4条 勤労福祉会館条例(平成3年横須賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 ホール等使用料

施 設	区 分	使 用 料
ホ ー ル	1時間につき	円 1,530
第1会議室	1時間につき	1,170
第2会議室 第3会議室 第4会議室 第7会議室 第8会議室 第1和室 音 楽 室	1時間につき	670
第5会議室 第6会議室 第2和室	1時間につき	430
第1研修室 第2研修室 第3研修室	1時間につき	1,050

備考 営利目的又は飲食を伴うパーティー、催物その他の会合に使用するときの使用料は、規定の使用料に30割を加算する。

別表第2項の表中「210円」を「260円」に改め、同表備考に関する部分中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同表第3項の

表中「

円	410
---	-----

」を「

円	420
---	-----

」に、「410円」を「420円」に改める。

(体育会館条例の一部改正)
第5条 体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号ア(ア)の表中

円	円	円	円	円	円
2,160	2,880	2,160	5,040	5,040	7,200
3,240	4,320	3,240	7,560	7,560	10,800
4,320	5,760	4,320	10,080	10,080	14,400
6,480	8,640	6,480	15,120	15,120	21,600
19,440	25,920	19,440	45,360	45,360	64,800
19,440	25,920	19,440	45,360	45,360	64,800
58,320	77,760	58,320	136,080	136,080	194,400
174,960	233,280	174,960	408,240	408,240	583,200
1,540	2,060	1,540	3,600	3,600	5,140
3,090	4,110	3,090	7,200	7,200	10,290
9,260	12,340	9,260	21,600	21,600	30,860
83,310	111,090	83,310	194,400	194,400	277,710
1,540	2,060	1,540	3,600	3,600	5,140
1,230	1,650	1,230	2,880	2,880	4,110

を

円	円	円	円	円	円
2,200	2,930	2,200	5,130	5,130	7,330
3,300	4,400	3,300	7,700	7,700	11,000
4,400	5,870	4,400	10,270	10,270	14,670
6,600	8,800	6,600	15,400	15,400	22,000
19,800	26,400	19,800	46,200	46,200	66,000
19,800	26,400	19,800	46,200	46,200	66,000
59,400	79,200	59,400	138,600	138,600	198,000
178,200	237,600	178,200	415,800	415,800	594,000
1,570	2,100	1,570	3,670	3,670	5,240
3,150	4,180	3,150	7,330	7,330	10,480
9,430	12,570	9,430	22,000	22,000	31,430
84,850	113,150	84,850	198,000	198,000	282,850
1,770	2,360	1,770	4,130	4,130	5,900
1,250	1,680	1,250	2,930	2,930	4,180

に

改め、同号ア(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
2,570	3,500	2,570	6,070	6,070	8,640
3,860	5,250	3,860	9,110	9,110	12,970
5,140	6,990	5,140	12,130	12,130	17,270
7,710	10,490	7,710	18,200	18,200	25,910
23,140	31,470	23,140	54,610	54,610	77,750
23,140	31,470	23,140	54,610	54,610	77,750
69,430	94,420	69,430	163,850	163,850	233,280
208,290	283,270	208,290	491,560	491,560	699,850
1,850	2,470	1,850	4,320	4,320	6,170
3,700	4,940	3,700	8,640	8,640	12,340
11,110	14,810	11,110	25,920	25,920	37,030
99,980	133,300	99,980	233,280	233,280	333,260
1,850	2,470	1,850	4,320	4,320	6,170

を

1,540	2,060	1,540	3,600	3,600	5,140
-------	-------	-------	-------	-------	-------

円	円	円	円	円	円
2,620	3,560	2,620	6,180	6,180	8,800
3,930	5,350	3,930	9,280	9,280	13,210
5,240	7,110	5,240	12,350	12,350	17,590
7,850	10,690	7,850	18,540	18,540	26,390
23,570	32,050	23,570	55,620	55,620	79,190
23,570	32,050	23,570	55,620	55,620	79,190
70,720	96,160	70,720	166,880	166,880	237,600
212,150	288,510	212,150	500,660	500,660	712,810
1,880	2,520	1,880	4,400	4,400	6,280
3,770	5,030	3,770	8,800	8,800	12,570
11,320	15,080	11,320	26,400	26,400	37,720
101,830	135,770	101,830	237,600	237,600	339,430
2,120	2,840	2,120	4,960	4,960	7,080
1,570	2,100	1,570	3,670	3,670	5,240

に

改め、同号イの表中「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「210円」を「260円」に、「2,100円」を「2,600円」に改め、同項第2号の表中「310」を「340」に、「370」を「410」に、「930」を「1,020」に、「1,110」を「1,220」に、「210」を「220」に、「250」を「260」に、「620」を「650」に、「740」を「780」に改め、同項第3号アの表中「2,260」を「2,300」に改め、同号イの表中「150」を「200」に、「1,500」を「2,000」に、「360」を「400」に、「3,600」を「4,000」に改め、同表第2項第1号ア(ア)の表中

円	円	円	円	円	円
1,750	2,370	1,750	4,120	4,120	5,870
3,500	4,730	3,500	8,230	8,230	11,730
10,490	14,190	10,490	24,680	24,680	35,170
1,340	1,850	1,340	3,190	3,190	4,530

を

円	円	円	円	円	円
1,790	2,420	1,790	4,210	4,210	6,000
3,580	4,820	3,580	8,400	8,400	11,980
10,720	14,490	10,720	25,210	25,210	35,930
1,400	1,940	1,400	3,340	3,340	4,740

に

改め、同号ア(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
2,060	2,780	2,060	4,840	4,840	6,900
4,110	5,550	4,110	9,660	9,660	13,770
12,340	16,660	12,340	29,000	29,000	41,340
1,650	2,160	1,650	3,810	3,810	5,460

を

円	円	円	円	円	円
2,110	2,830	2,110	4,940	4,940	7,050
4,200	5,660	4,200	9,860	9,860	14,060
12,610	17,010	12,610	29,620	29,620	42,230
1,720	2,270	1,720	3,990	3,990	5,710

に

改め、同号イの表中「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「210円」を「260円」に、「2,100円」を「2,600円」に改め、同項第2号アの表中「2,260」を「2,300」に改め、同号イの表中「150」を「200」に、「1,500」を「2,000」に、「360」を「400」に、「3,600」を「4,000」に改め、同表第3項第1号ア(ア)の表中

円	円	円	円	円	円
1,750	2,370	1,750	4,120	4,120	5,870
2,620	3,550	2,620	6,170	6,170	8,790
3,500	4,730	3,500	8,230	8,230	11,730
5,250	7,100	5,250	12,350	12,350	17,600
15,740	21,290	15,740	37,030	37,030	52,770
15,740	21,290	15,740	37,030	37,030	52,770
1,340	1,850	1,340	3,190	3,190	4,530

を

円	円	円	円	円	円
1,780	2,420	1,780	4,200	4,200	5,980
2,670	3,610	2,670	6,280	6,280	8,950
3,560	4,820	3,560	8,380	8,380	11,940
5,350	7,230	5,350	12,580	12,580	17,930
16,030	21,690	16,030	37,720	37,720	53,750
16,030	21,690	16,030	37,720	37,720	53,750
1,400	1,940	1,400	3,340	3,340	4,740

に

改め、同号ア(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
2,060	2,780	2,060	4,840	4,840	6,900
3,090	4,170	3,090	7,260	7,260	10,350
4,110	5,550	4,110	9,660	9,660	13,770
6,170	8,330	6,170	14,500	14,500	20,670
18,510	24,990	18,510	43,500	43,500	62,010
18,510	24,990	18,510	43,500	43,500	62,010
1,650	2,160	1,650	3,810	3,810	5,460

を

円	円	円	円	円	円
2,100	2,830	2,100	4,930	4,930	7,030
3,150	4,240	3,150	7,390	7,390	10,540
4,190	5,650	4,190	9,840	9,840	14,030
6,280	8,490	6,280	14,770	14,770	21,050
18,850	25,460	18,850	44,310	44,310	63,160
18,850	25,460	18,850	44,310	44,310	63,160
1,720	2,270	1,720	3,990	3,990	5,710

に

改め、同号イの表中「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「210円」を「260円」に、「2,100円」を「2,600円」に改め、同項第2号アの表中「570」を「580」に改め、同号イの表中「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「210円」を「260円」に、「2,100円」を「2,600円」に改め、同項第3号アの表中「2,260」を「2,300」に改め、同号イの表中「150」を「200」に、「1,500」を「2,000」に、「360」を「400」に、「3,600」を「4,000」に改め、同表第4項第1号ア(ア)の表中

円	円	円	円	円	円
1,750	2,370	1,750	4,120	4,120	5,870
3,500	4,730	3,500	8,230	8,230	11,730
10,490	14,190	10,490	24,680	24,680	35,170
10,490	14,190	10,490	24,680	24,680	35,170
1,340	1,850	1,340	3,190	3,190	4,530

を

円	円	円	円	円	円
1,790	2,420	1,790	4,210	4,210	6,000
3,580	4,820	3,580	8,400	8,400	11,980

10,720	14,490	10,720	25,210	25,210	35,930
10,720	14,490	10,720	25,210	25,210	35,930
1,400	1,940	1,400	3,340	3,340	4,740

に

改め、同号ア(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
2,060	2,780	2,060	4,840	4,840	6,900
4,110	5,550	4,110	9,660	9,660	13,770
12,340	16,660	12,340	29,000	29,000	41,340
12,340	16,660	12,340	29,000	29,000	41,340
1,650	2,160	1,650	3,810	3,810	5,460

を

円	円	円	円	円	円
2,110	2,830	2,110	4,940	4,940	7,050
4,200	5,660	4,200	9,860	9,860	14,060
12,610	17,010	12,610	29,620	29,620	42,230
12,610	17,010	12,610	29,620	29,620	42,230
1,720	2,270	1,720	3,990	3,990	5,710

に

改め、同号イの表中「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「210円」を「260円」に、「2,100円」を「2,600円」に改め、同項第2号アの表中「2,260」を「2,300」に改め、同号イの表中「150」を「200」に、「1,500」を「2,000」に、「360」を「400」に、「3,600」を「4,000」に改め、同表第5項の表中「2,200」を「2,800」に、「5,200」を「5,900」に改める。

(健康増進センター条例の一部改正)

第6条 健康増進センター条例(平成12年横須賀市条例第65号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「360」を「370」に、「3,600」を「3,670」に、「720」を「730」に、「7,200」を「7,330」に、「51,430」を「52,380」に、「10,290」を「10,480」に、「15,430」を「15,720」に改め、同表第2項の表中

「310」を「500」に、「310円」を「500円」に、

「210円」を「200円」に改め、同表備考に関する部分第1項及び第2項中「360円」を「370円」に改める。

(青少年の家条例の一部改正)

第7条 青少年の家条例(昭和43年横須賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「ホール及び音楽室」を「ホール、音楽室、会議室、小会議室、美術室及び和室」に改める。

別表第1中「210」を「260」に、「410」を「510」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第13条第2項関係)

区	分	使用料
専用使用	ホール	1時間につき 円 1,200
	音楽室	1時間につき 400
	会議室	1時間につき 400
	小会議室	1時間につき 300
	美術室	1時間につき 400
	和室	1時間につき 300

(総合福祉会館条例の一部改正)

第8条 総合福祉会館条例(平成5年横須賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条第1項関係)

施 設	使用料 (1時間につき)
ホール	円 1,890
第1会議室	380
第2会議室	380
第3会議室	380
第4会議室	860
第5会議室	510
第6会議室	610
第1研修室	610
第2研修室	740
第3研修室	610
視聴覚研修室	1,540
第1音楽室	3,550
第2音楽室	1,180

備考 ホールの使用料には、控室の使用分を含み、第1音楽室の使用料には、準備室の使用分を含む。

(病児・病後児保育センター条例の一部改正)

第9条 病児・病後児保育センター条例(平成15年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「2,000円」の次に「(市外に居住する使用者にあっては、5,000円)」を加える。

(火葬場条例の一部改正)

第10条 火葬場条例(昭和39年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「5,000」を「10,000」に改める。

(美術館条例の一部改正)

第11条 美術館条例(平成18年横須賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「2,060円」を「2,100円」に改める。

別表第1項の表中「210」を「280」に、「160」を「220」に、「310」を「380」に、「250」を「300」に改め、「1,540円以内において」を削り、同表第2項の表中

「

円
310

」を「

円
320

」に、「310円」を「320円」に、

「150円」を「160円」に、「1,510円」を「1,600円」に、「1,540」を「1,570」に改める。

(生涯学習センター条例の一部改正)

第12条 生涯学習センター条例(平成12年横須賀市条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表中

円
1,440
310
620
1,650

 を

円
1,650
380
750
1,680

 に、

820
820
510
620
310
510
510

 を

970
970
590
740
380
530
610

 に改める。

(自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第13条 自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市

条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

円	円	円	円
2,060	3,090	2,200	3,250
5,860	8,850	6,160	9,110
2,260	3,090	2,450	3,250
6,480	8,850	6,850	9,110
2,060	—	2,200	—
5,860	—	6,160	—
2,260	—	2,450	—
6,480	—	6,850	—
1,650	2,470	1,760	2,600
4,730	6,990	4,930	7,290
1,850	2,470	1,960	2,600
5,250	6,990	5,480	7,290
1,340	1,950	1,410	2,080
3,810	5,550	3,940	5,830
1,440	1,950	1,570	2,080
4,110	5,550	4,380	5,830
1,130	1,650	1,230	1,820
3,190	4,730	3,450	5,100
1,230	1,650	1,370	1,820
3,500	4,730	3,840	5,100
820	1,230	880	1,300
2,370	3,500	2,470	3,650
930	1,230	980	1,300
2,670	3,500	2,740	3,650

に改め、同表第2項の表中「150」を「160」に、「210」を「220」に、「120」を「130」に、「160」を「170」に改める。

(都市公園条例の一部改正)

第14条 都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1号アの表中「640」を「650」に、「1,270」を「1,290」に、「515」を「524」に、「1,029」を「1,048」に改め、同号ウの表中「390」を「400」に、「20,570」を「20,950」に、「41,140」を「41,900」に改め、同号エの表中「310」を「320」に改め、同号オの表中

「

円
20,570
(14,140)

」を「

円
20,950
(14,400)

」に、「

16,460
(11,310)

」を

「

16,760
(11,520)

」に、「

8,230
(5,660)
10,290

」を「

8,380
(5,760)
10,480

」に、

「8,230」を「8,380」に、「

4,110
6,430

」を

「

4,190
6,550

」に、「5,140」を「5,240」に、「2,570」を

「2,620」に、「6,900」を「7,030」に、「5,750」を「5,860」に、「4,600」を「4,690」に、「2,300」を「2,340」に、「4,830」を「4,920」に、「4,020」を「4,090」に、「3,220」を「3,280」に、「1,610」を「1,640」に、「1,480」を「1,770」に、

「1,230
990
990
990
990
490」を「1,470
1,180
1,180
1,180
1,180
590」に、

「1,230
990
990
990
490」を「1,470
1,180
1,180
1,180
590」に、

「80
(24,690)
4,940」を「100
(28,380)
5,680」に、「(29,830)
6,170」を

「(34,270)
7,090」に、「49,370」を「56,770」に、「9,870」を

「11,350」に、「(5,860)
1,230」を「(6,710)
1,410」に、「3,600」

を「4,140」に、「4,940
7,200」を「5,680
8,280」に、「930」

を「1,030」に、「14,400」を「14,670」に、「8,640」を「8,800」に、

「820
1,030
820
820
820
820」を「980
1,220
980
980
980
980」に、「410」を「490」に、

「160
250」を「200
310」に、「1,750」を「2,010」に、

「1,950
80
3,290
4,940
1,950」を「1,990
100
3,350
5,030
1,990」に、

「10,290
15,430
6,170
9,260」を「10,480
15,720
6,280
9,430」に、「50」を「60」に、「150」

を「180」に、「9,980」を「10,160」に、「11,730」を

「11,950」に、「19,950」を「20,320」に、

「460」を「470」に、「460円」を「470円」に、

「370」を「380」に、「370円」を「380円」に、

「2,060」を「2,100」に、

「4,110
820」を「4,190
840」

に、「310」を「320」に改め、同表備考に関する部分第6項中「する」を「し、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする」に改め、同号カの表中

1回30分を超え 2時間まで	310	1回30分を超え 2時間まで	320
1回2時間を超えた場合は、310円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。ただし、610円を超えるときは、610円とする。		1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。ただし、620円を超えるときは、620円とする。	
1回につき	310	1回につき	320
1回につき	2,060	1回につき	2,100
1回1時間まで	410	1回1時間まで	420
1回1時間を超えた場合は、410円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。		1回1時間を超えた場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
1回につき	2,060	1回につき	2,100
1回1時間まで	410	1回1時間まで	420
1回1時間を超え2時間までの場合は、410円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。		1回1時間を超え2時間までの場合は、420円に1時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
1回2時間を超えた場合は、830円に2時間を超えた時間1時間までごとに100円を加算する。		1回2時間を超えた場合は、840円に2時間を超えた時間1時間までごとに100円を加算する。	

を

1回30分を超え 2時間まで	310	1回30分を超え 2時間まで	320
1回2時間を超えた場合は、310円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。ただし、610円を超えるときは、610円とする。		1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。ただし、620円を超えるときは、620円とする。	
1回につき	2,060	1回につき	2,100
1回1時間まで	310	1回1時間まで	320
1回1時間を超えた場合は、310円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。		1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。	

を

「2,060
620」を「2,100
630」に、「1,030
2,570」を「1,050
2,620」

に、

410
1,030
2,060

を

420
1,050
2,100

に改め、同号キの表中

「1,200円」を「1,220円」に、「400円」を「410円」に改める。

(有料広場条例の一部改正)

第15条 有料広場条例(平成29年横須賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,230」を「1,470」に、「990」を「1,180」に、「490」を「590」に改める。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の文化会館条例の規定は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の芸術劇場条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の産業交流プラザ条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第4条の規定による改正後の勤労福祉会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第5条の規定による改正後の体育会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- この条例施行の際、現に第5条の規定による改正前の体育会館条例の規定により発行された回数券については、施行日以後も、なお引き続き使用することができる。
- この条例施行の際、現に第6条の規定による改正前の健康増進センター条例の規定により発行された回数券については、施行日以後も、なお引き続き使用することができる。
- 第7条の規定による改正後の青少年の家条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第8条の規定による改正後の総合福祉会館条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第10条の規定による改正後の火葬場条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第12条の規定による改正後の生涯学習センター条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第13条の規定による改正後の自転車等の放置防止に関する条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第14条の規定による改正後の都市公園条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第15条の規定による改正後の有料広場条例の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施

行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
 バイスクエア・パーキング条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第12号**

バイスクエア・パーキング条例等の一部を改正する条例

(バイスクエア・パーキング条例の一部改正)

第1条 バイスクエア・パーキング条例(平成24年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「30,240円」を「30,800円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「620円」を「630円」に、「6,480円」を「6,600円」に改め、同表備考に関する部分第4項中「1,650円」を「1,680円」に、「2,060円」を「2,100円」に改める。

(市民活動サポートセンター条例の一部改正)

第2条 市民活動サポートセンター条例(平成11年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中「310」を「320」に改める。

(保健所条例の一部改正)

第3条 保健所条例(昭和39年横須賀市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1項中「1,230円」を「1,250円」に改め、同表第2項中「510円」を「520円」に改め、同表第3項中「1,030円」を「1,050円」に改め、同表第4項中「1,340円」を「1,360円」に改め、同表第5項中「510円」を「520円」に改め、同表第6項中「410円」を「420円」に改め、同表第7項中「1,230円」を「1,250円」に改め、同表第8項中「1,650円」を「1,680円」に改め、同表第9項中「720円」を「730円」に改め、同表第10項中「1,030円」を「1,050円」に改める。

(公園墓地条例の一部改正)

第4条 公園墓地条例(昭和55年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「7,560円」を「7,700円」に、「640円」を「650円」に改める。

別表第4中「1,730円」を「1,760円」に改める。

(横須賀港港湾施設使用条例の一部改正)

第5条 横須賀港港湾施設使用条例(昭和28年横須賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,830円」を「4,920円」に、「9,670円」を「9,850円」に、「770円」を「780円」に、「34円」を「35円」に、「103円」を「105円」に、「167円」を「170円」に、「3,800円」を「3,850円」に、「760円」を「770円」に、「81円」を「83円」に改める。

別表第3中「20,570円」を「20,950円」に、「41,140円」を「41,900円」に改める。

(ボートパーク条例の一部改正)

第6条 ボートパーク条例(平成18年横須賀市条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「24,170」を「24,620」に、「29,010」を「29,550」に、「25,710」を「26,190」に、「30,860」を「31,430」に、「33,840」を「34,470」に、「40,630」を「41,380」に、「38,670」を「39,390」に、「46,390」を「47,250」に、「2,060」を「2,100」に、「11,310」を「11,520」に、「13,470」を「13,720」に、「15,740」を「16,030」に、「18,000」を「18,330」に、「20,260」を「20,640」に、「22,530」を「22,950」に、「24,790」を「25,250」に、「27,050」を「27,550」に、「29,310」を「29,850」に、「31,580」を「32,160」に、

「310」を「320」に、「310円」を「320円」

に、「150円」を「160円」に、「610円」を「640円」に改める。

別表第2中「20,570」を「20,950」に、「41,140」を「41,900」に、「390」を「400」に改める。

(港湾緑地条例の一部改正)

第7条 港湾緑地条例(平成4年横須賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

|   |     |
|---|-----|
| 円 | 310 |
|---|-----|

」を「

|   |     |
|---|-----|
| 円 | 320 |
|---|-----|

」に、「310円」を

「320円」に、「150円」を「160円」に、「610円」を「640円」に、「2,060」を「2,100」に、「1,030」を「1,050」に改める。

別表第3中「20,570」を「20,950」に、「41,140」を「41,900」に、「390」を「400」に改める。

(横須賀市漁港管理条例の一部改正)

第8条 横須賀市漁港管理条例(昭和42年横須賀市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「20,570円」を「20,950円」に、

|               |                    |   |
|---------------|--------------------|---|
| 1区画 1日1回につき   | 620円               | を |
| 7月1日から8月31日まで | 1区画 1日1回につき 1,030円 |   |
| 上記以外の期間       | 1区画 1日1回につき 620円   |   |

|               |                    |    |
|---------------|--------------------|----|
| 1区画 1日1回につき   | 630円               | に、 |
| 7月1日から8月31日まで | 1区画 1日1回につき 1,050円 |    |
| 上記以外の期間       | 1区画 1日1回につき 630円   |    |

「3,090円」を「3,150円」に、「1時間ごとに410円」を「1時間ごとに420円」に、「につき620円」を「につき630円」に改める。

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 第4条の規定による改正後の公園墓地条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第5条の規定による改正後の横須賀港湾施設使用条例別表第3の規定は、施行日以後に占用使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に占用使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第6条の規定による改正後のポートパーク条例別表第2の規定は、施行日以後に行為の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に行為の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 第7条の規定による改正後の港湾緑地条例別表第3の規定は、施行日以後に行為の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に行為の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第13号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
コミュニティセンター条例(平成19年横須賀市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(団体の使用)」に改め、同条各号列記以外の部分中「別表」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「(別表)」を「(別表第1)」に、「別表」を「同表」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「別表に掲げる施設」を

「別表第1に掲げる施設(トレーニング室を除く。)」に、「次条及び第12条」を「第12条及び第15条」に改める。

第14条を第17条とし、第10条から第13条までを3条ずつ繰り下げる。

第9条中「センターの使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)」を「使用者」に改め、同条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第9条 センターの使用については、使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)から別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるもののほか、前納しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。
- 本市の都合により使用許可を取り消されたとき。
- その他規則で定めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第9条第1項関係)

1 センター施設使用料

施 設		使用料(1時間当たり)
追浜コミュニティセンター	集会室	円 600
	第1学習室	200
	第2学習室	200
	第3学習室	200
	和室	200
	調理室	300
	美術工芸室	300
田浦コミュニティセンター	集会室	600
	第1学習室	200
	第2学習室	200
	第3学習室	100
	和室	200
	調理講習室	300
	美術工芸室	300
長浦コミュニティセンター	音楽室	300
	集会室兼体育室	600
	第1会議室	200
	第2会議室	400
	和室1	300
	和室2	200
	和室3	200
調理実習室	300	

逸見コミュニティセンター	集会室	600	大津コミュニティセンター	学習室4	200
	学習室	200		学習室5	200
	和室	100		学習室6	200
	調理講習室	300		学習室4、5及び6の全ての利用	500
坂本コミュニティセンター	集会室兼体育室	600	和室1	100	
	第1会議室	200	和室2	100	
	第2会議室	200	和室3	100	
	和室1	100	調理室	300	
	和室2	100	音楽室	300	
	和室3	200	浦賀コミュニティセンター	集会室	600
	調理実習室	300		第1学習室	100
本町コミュニティセンター	集会室兼体育室	900		第2学習室	100
	第1会議室	200		会議室	300
	第2会議室	300		和室	100
	和室1	100		調理講習室	300
	和室2	300		鴨居コミュニティセンター	集会室兼体育室
	和室3	200	第1会議室		200
	調理実習室	300	第2会議室		200
安浦コミュニティセンター	集会室兼体育室	600	第3会議室		400
	会議室	200	和室1		100
	和室	200	和室2		200
	調理実習室	300	調理実習室		300
三春コミュニティセンター	集会室兼体育室	600	音楽室	300	
	会議室	200	岩戸コミュニティセンター	トレーニング室 (時間を問わず1回につき)	200
	和室	300		集会室兼体育室	600
衣笠コミュニティセンター	体育館	900	会議室1	300	
	多目的室	500	会議室2	200	
	第1学習室	100	和室	200	
	第2学習室	100	久里浜コミュニティセンター	集会室	600
	第3学習室	200		第1会議室	300
	第1会議室	200		第2会議室	200
	第2会議室	100		和室	200
	和室	200		調理講習室	300
	調理室	300	池上コミュニティセンター	集会室	600
	美術工芸室	300		第1学習室	300
	楽焼室	100		第2学習室	200
池上コミュニティセンター	集会室兼体育室	900		和室	200
	大会議室	300		調理実習室	300
	中会議室	200		美術工芸室	300
	小会議室	200		北下浦コミュニティセンター	音楽室
和室	200	大会議室	300		
調理実習室	300	小会議室	100		
	体育室	600			
	学習室1	100			
	学習室2	200			
	学習室3	200			

	会議室 1	200
	会議室 2	200
	会議室 3	200
	プラザ和室	200
長井コミュニティセンター	第 1 会議室	200
	第 2 会議室	300
	第 3 会議室	200
	和室	100
	調理実習室	300
	多目的室	200
武山コミュニティセンター	集会室兼体育室	900
	会議室 A	100
	会議室 B	200
	会議室 C	100
	和室	100
	調理実習室	300
	音楽室	300
西コミュニティセンター	集会室	900
	第 1 学習室	200
	第 2 学習室	200
	第 3 学習室	200
	第 4 学習室	200
	和室	200
	調理講習室	300
	美術工芸室	300
音楽室	300	

2 分館施設使用料

施 設	使用料 (1時間当たり)	
追浜コミュニティセンター南館	ホール	円 600
	第 1 会議室	300
	第 2 会議室	200
	第 3 会議室	100
	和室	100
追浜コミュニティセンター北館	集会室	600
浦賀コミュニティセンター分館	第 1 学習室	200
	第 2 学習室	200

附 則

- この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 改正後のコミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
 手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和元年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第14号

手数料条例の一部を改正する条例  
 手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
 別表第 3 第 2 項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。  
 (3) 第15条の 4 第 3 項若しくは第 4 項又は同条第 5 項において準用する第12条第 5 項若しくは第12条の 3 第 8 項の規定に基づく除票の写しの交付  
 除票の写しの交付手数料 300 円  
 別表第 3 第 2 項に次の 1 号を加える。  
 (5) 第21条の 3 第 3 項若しくは第 4 項又は同条第 5 項において準用する第12条第 5 項若しくは第12条の 3 第 8 項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付  
 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 300 円  
 別表第 4 第 5 項第 2 号中「3,050 円」を「3,100 円」に改める。  
 別表第 5 第 1 項第 2 号イ（ア）から（エ）までを削り、同号イ（オ）中「510 円」を「520 円」に改め、同号イ（オ）を同号イ（ア）とし、同号イ（カ）中「2,260 円」を「2,300 円」に改め、同号イ（カ）を同号イ（イ）とし、同号イ（キ）中「510 円」を「520 円」に改め、同号イ（キ）を同号イ（ウ）とし、同項第 5 号ア（ア）中「5,420 円」を「5,520 円」に改め、同号ア（イ）中「8,220 円」を「8,370 円」に改め、同号ア（ウ）中「10,210 円」を「10,400 円」に改め、同号ア（エ）中「12,180 円」を「12,410 円」に改め、同号ア（オ）中「12,180 円に 3,620 円」を「12,410 円に 3,690 円」に改め、同号イ（ア）中「4,610 円」を「4,700 円」に改め、同号イ（イ）中「6,420 円」を「6,540 円」に改め、同号イ（ウ）中「7,250 円」を「7,380 円」に改め、同号イ（エ）中「7,730 円」を「7,870 円」に改め、同号イ（オ）中「8,220 円」を「8,370 円」に改め、同号イ（カ）中「8,720 円」を「8,880 円」に改め、同号イ（キ）中「9,060 円」を「9,230 円」に改め、同号イ（ク）中「9,550 円」を「9,730 円」に改め、同号イ（ケ）中「9,550 円に 1,810 円」を「9,730 円に 1,840 円」に改める。  
 別表第 8 第 1 項第 3 号オ（ウ）中「158 万円」を「159 万円」に改め、同号オ（エ）中「194 万円」を「195 万円」に改め、同号オ（オ）中「226 万円」を「227 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 2 項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に 1 号を加え、同項に 1 号を加える改正規定及び別表第 8 第 1 項第 3 号オ（ウ）から（オ）までの改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

~~~~~  
 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第15号

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例（平成24年横須賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第27条第 4 項及び第36条第 3 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第52条第 2 項第 5 号を次のように改める。

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

第56条第 4 項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第58条第 4 号中「の学部で」を「（短期大学を除く。次号において同じ。）において」に改め、同条第 5 号中「の学部で」を「において」に改め、同条第 9 号を次のように改める。

(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を

有する者であって、市長が適当と認められたもの
第66条第15項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第90条第3項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第98条第4項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第100条第4号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において」に、「同法の規定による大学の学部で」を「同法の規定による大学において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、小学校、中学校」を「教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第16号

適正な土地利用の調整に関する条例の一部を改正する条例

適正な土地利用の調整に関する条例(平成17年横須賀市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「工場等の」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域(以下「住居系用途地域」という。)並びに準工業地域における工場等の」に改める。

第7条第3項本文中「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域(以下「住居系用途地域」という。)並びに」を「住居系用途地域及び」に、「この項」を「以下この項」に改める。

第46条第1項第3号中「終了して」を「成立して」に改める。

第46条の2各号列記以外の部分中「次の」を「前条第1項の規定により承認を受けた者が次の」に、「者に対し」を「ときは」に、「前条第1項」を「同項」に改め、同条第1号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 承認を受けた内容と異なる土地利用行為が行われ、承認を受けた内容のとおり実施する見込みがないと認められるとき。

第47条中「前条第1項」を「第46条第1項」に改める。

第54条中「規定する承認」の次に「、第46条の2に規定する承認の取消し」を加える。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている土地利用行為については、改正後の第2条第3号、第7条第3項及び第46条第1項第3号の規定は、適用しない。

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第17号

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例の一部を改正する条例

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例(平成14年横須賀市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「階高3メートル」を「^く躯体天井高2.75メートル」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域の区域内における土地の形質の変更のうち、次のいずれにも該当するもの(以下「宅地造成」という。)

ア 切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は搬出入する土砂等の量の合計が100立方メートルを超えるもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 市街化調整区域内で行う切土又は盛土をする土地の面積の合計が500平方メートル以下のもの

(イ) 宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を要するもの

第15条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 承認を受けた内容と異なる特定建築等行為が行われ、承認を受けた内容のとおり実施する見込みがないと認められるとき。

第24条中「規定する承認」の次に「、第15条に規定する承認の取消し」を加える。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている特定建築等行為については、改正後の第2条第1項第6号及び第7号の規定は、適用しない。

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第18号

開発許可等の基準及び手続きに関する条例の一部を改正する条例

開発許可等の基準及び手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の3各号列記以外の部分中「掲げる行為」の次に「を同時に又は連続して行おうとする行為」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受ける行為

(2) 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受ける行為

(3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為(建築物の建築を目的とするものに限る。)

(4) 法第29条第1項の許可を受ける行為

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可がなされ、又はその申請が行われている開発行為については、なお従前の例による。

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第19号

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭

和41年横須賀市条例第51号)の一部を次のように改正する。
第12条後段及び第13条後段中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の給与)

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条から前条までの規定にかかわらず、他の職員の給与との権衡を考慮して支給する。地方公務員法第22条の3の規定により臨時的任用をされた者の給与についても、同様とする。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与は、給料のほか、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当の各手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与は、給料のほか、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当の各手当とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条までの規定は、令和元年12月14日から施行する。

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第20号

横須賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

第35条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定の更新申請手数料 1件につき 1万円

第35条第2項中「前項第2号」を「前項第3号」に改め、同条第3項各号列記以外の部分及び第1号中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第24号

文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

文化会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(文化会館条例施行規則の一部改正)

第1条 文化会館条例施行規則(昭和40年横須賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「とき」の次に「(大型自動車等を駐車しようとする場合を除く。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場に大型自動車等を駐車しようとするときは、事前に指定管理者の許可を受けなければならない。

別表第1項の表大ホール(舞台)の項中「6,170」を「6,280」に、「4,110」を「4,190」に、

「

510
3,090

」を「

520
3,150

」に、「2,060」を「2,100」に、

「1,030」を「1,050」に、

510
210
100
510

を

520
210
100
520

に、

「

620
510
310

」を「

630
520
320

」に改め、同表大ホール(照明)の

項中

510
510
510
310
310
2,060
310

を

520
520
520
320
320
2,100
320

に、

「1台 510」を「1台 520」に、
「1台 510」を「1台 520」に、

「

720
510

」を「

730
520

」に改め、同表大ホール(音響)の

項中

3,090
820
510

を

3,150
840
520

に、「1,650」を「1,680」

に、「1,540」を「1,570」に、「620」を「630」に、

「

1,030
820
820
1,030
1,030
1,030
1,030
510
1,030
720
1,030
820

」を「

1,050
840
840
1,050
1,050
1,050
1,050
520
1,050
730
1,050
840

」に改め、同表大ホール(映写用)

の項中「1,030」を「1,050」に、「3,090」を「3,150」に改め、同表中ホールの項中「1,650」を「1,680」に、「310」を「320」に、「1,080」を「1,100」に改める。

別表第2項の表ホール(舞台)の項中「4,110」を「4,190」に、「2,570」を「2,620」に、「1,540」を「1,570」に、

「

510
210
100
310
510

」を「

520
210
100
320
520

」に、

「1枚 310」を「1枚 320」に改め、同表ホール

(照明)の項中

510
510
510
310
1,030
510
410

を

520
520
520
320
1,050
520
420

に、

「 510 | 520
210 | 210
100 | 100
720 | 730
510 | 520」を「 310 | 320」に改め、同表ホール（音響）の項

中「3,090」を「3,150」に、「 820 | 840
510 | 520」に、

「1,650」を「1,680」に、「1,540」を「1,570」に、

「 510 | 520
820 | 840
820 | 840
1,030 | 1,050
1,030 | 1,050
1,030 | 1,050
510 | 520
1,030 | 1,050」を「 620 | 630」に、

「720」を「730」に、「 1,030 | 1,050
820 | 840」に改め、

同表ホール（映写用）の項中「1,030」を「1,050」に、「3,090」を「3,150」に改め、同表多目的室の項中「310」を「320」に改め、同表リハーサル室の項中「1,030」を「1,050」に、「310」を「320」に改める。

（芸術劇場条例施行規則の一部改正）

第2条 芸術劇場条例施行規則（平成5年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「7,200」を「7,330」に、

「 5,140 | 5,240
2,060 | 2,100
10,290 | 10,480
4,110 | 4,190
2,060 | 2,100
3,090 | 3,150
3,090 | 3,150」を「 14,400 | 14,670」に、

「 10,290 | 10,480
4,110 | 4,190
3,090 | 3,150
5,140 | 5,240
5,140 | 5,240
3,090 | 3,150
5,140 | 5,240
3,090 | 3,150
310 | 320
510 | 520」を「 10,480 | 10,480
4,190 | 4,190
3,150 | 3,150
5,240 | 5,240
5,240 | 5,240
3,150 | 3,150
5,240 | 5,240
3,150 | 3,150
320 | 320
520 | 520」に、

「 1,030 | 1,050
510 | 520
310 | 320
510 | 520
310 | 320
1,030 | 1,050
510 | 520」を「 6,170 | 6,280」に、

「 4,110 | 4,190
310 | 320」を「 4,190 | 4,190
320 | 320」に、

「 310 | 320
100 | 100
3,090 | 3,150」を「 1,540 | 1,570」に、

「 3,090 | 3,150
510 | 520」を「 3,150 | 3,150
520 | 520」に、

「 510 | 520
2,060 | 2,100
1,030 | 1,050」を「 2,100 | 2,100
1,050 | 1,050」に、「820」を「840」に、

「 510 | 520
620 | 630
310 | 320」を「 8,230 | 8,380」に改

め、同表音響設備の項中「9,260」を「9,430」に、「5,140」を「5,240」に、「510」を「520」に、

「 1,540 | 1,570
2,570 | 2,620
1,030 | 1,050
1,030 | 1,050」を「 820 | 840」に、

「 1,030 | 1,050
3,090 | 3,150
3,090 | 3,150
1,030 | 1,050
1,030 | 1,050
1,540 | 1,570
1,540 | 1,570」を「 2,060 | 2,100」に、

「 1,540 | 1,570
1,030 | 1,050」を「 1,570 | 1,570
1,050 | 1,050」に、

「 1,030 | 1,050
4,110 | 4,190」を「 1,050 | 1,050
4,190 | 4,190」に改め、同表映写設備の項中

「 6,170 | 6,280
10,290 | 10,480
3,090 | 3,150
6,170 | 6,280」を「 2,060 | 2,100」に、

「3,240」を「3,300」に改め、同表楽器の項中「14,400」を「14,670」に、「9,260」を「9,430」に、「10,290」を「10,480」に、「5,140」を「5,240」に、

「 1,030 | 1,050
4,110 | 4,190
1,030 | 1,050」を「 510 | 520」に改め、

同表照明設備の項中
「 360 | 370
510 | 520
620 | 630
820 | 840
1,230 | 1,250
2,060 | 2,100
2,570 | 2,620
4,110 | 4,190
620 | 630
620 | 630
820 | 840
820 | 840
1,030 | 1,050
1,540 | 1,570
2,060 | 2,100
4,110 | 4,190」を「 630 | 630
630 | 630
840 | 840
840 | 840
1,050 | 1,050
1,570 | 1,570
2,100 | 2,100
4,190 | 4,190」に、

「 410 | 420」を「 510 | 520
2,060 | 2,100
2,570 | 2,620」に、

「3,600」を「3,670」に、

2,570

を

1,030
1,030
510
360

を

2,620
1,050
1,050
520
370

に、

「310」を「320」に、「1,230」を「1,250」に、「1,750」を「1,780」に、「7,200」を「7,330」に、「8,230」を「8,380」に、

「820」を「840」に、「820」を「840」に、「820」を「840」に、「620」を「630」に、「620」を「630」に、「1,030」を「1,050」に、「720」を「730」に、「720」を「730」に、「720」を「730」に、「620」を「630」に、「720」を「730」に、「820」を「840」に、「1,540」を「1,570」に、

「10,290」を「10,480」に、「6,170」を「6,280」に、「5,140」を「5,240」に改め、同表その他の設備の項中「5,140」を「5,240」に、「4,110」を「4,190」に、「2,570」を「2,620」に、「1,540」を「1,570」に、「2,060」を「2,100」に、「1,030」を「1,050」に改める。

(勤労福祉会館条例施行規則の一部改正)

第3条 勤労福祉会館条例施行規則(平成3年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「別表第1項第2号」を「別表第1項備考に関する部分」に、「場合とは、次の各号」を「ときは、次」に、「をいう」を「とする」に改め、同項を同条とする。

別表中「310」を「320」に、「310円」を「320円」に改める。

(体育会館条例施行規則の一部改正)

第4条 体育会館条例施行規則(平成29年横須賀市規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「720」を「730」に、「410」を「420」に、

410
260
410

を

420
260
420

に、「2,880」を「2,930」に、

「2,160」を「2,200」に、「1,440」を「1,470」に、「410」1式を「420」1式に、「1,230」を「1,250」に改め、同項第2号の表中「720」を「730」に、「410」を「420」に、「1,230」を「1,250」に改め、同表第2項第1号の表中「620」を「630」に、「1,230」を「1,250」に、「1,850」を「1,880」に、「7,410」を「7,550」に、「290」を「300」に、「580」を「590」に、「2,300」を「2,340」に改め、同項第2号の表中「330」を「340」に、「660」を「670」に、「1,320」を「1,340」に改め、同項第3号の表中「330」を「340」に、「490」を「500」に、「990」を「1,010」に改め、同項第4号の表中「270」を「280」に、「530」を「540」に、「1,070」を「1,090」に改め、同表第3項の表中「8,330」

を「8,480」に、「6,070」を「6,180」に、「1,750」を「1,780」に、「1,950」を「1,990」に改める。

(都市公園条例施行規則の一部改正)

第5条 都市公園条例施行規則(昭和34年横須賀市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第20条中「125,000円」を「127,310円」に改める。

別表中「1,540円」を「1,570円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「310円」を「320円」に、「7,710円」を「7,850円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「750円」を「760円」に、「450円」を「460円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の芸術劇場条例施行規則の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 4 第4条の規定による改正後の体育会館条例施行規則の規定は、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、施行日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

横須賀市規則第25号

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

コミュニティセンター条例施行規則(平成20年横須賀市規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第3条 条例第9条第3項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第3項に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとし、使用料の減免割合は、10割とする。

- (1) 本市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が主催する事業に使用するとき。
- (3) 市内の公益的かつ広域的な活動を行う地域活動団体が、公益上の目的のために使用するとき。

(使用料の還付)

第4条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付割合は、10割とする。

3 条例第10条第3号に規定する規則で定めるときは、使用者の都合により使用の開始前までにその使用を取り消したときとする。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

横須賀市規則第28号

都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月25日
 横須賀市長 上 地 克 明
 都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則
 都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）
 の一部を次のように改正する。
 第2条の14各号を次のように改める。
 (1) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第1号に規定する行為である場合において、当該行為に係る建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付後1年を経過した後に行う行為
 (2) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第2号に規定する行為である場合において、当該行為に係る指定の公告後1年を経過した後に行う行為
 (3) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第3号に規定する行為である場合において、当該行為に係る宅地造成等規制法第13条第2項に規定する検査済証の交付後1年を経過した後に行う行為
 (4) 先行する行為が開発許可条例第2条の3第4号に規定する行為である場合において、当該行為と同時に又は連続して行う次のいずれかに該当する行為
 ア 法第36条第3項に規定する公告後1年を経過した後に
 行う行為
 イ 法第36条第3項に規定する公告後1年以内に行う行為
 であって、次のいずれかに該当する行為
 (ア) 先行する行為により設置した公共施設の延伸又は
 共用をしない行為
 (イ) 先行する行為と開発区域が重複しない行為
 (ウ) 先行する行為に係る開発区域と当該行為の後に
 行う行為に係る開発区域を一体の開発区域とみなして
 公共施設等を整備する計画を有する行為で、かつ、
 当該一体の開発区域とみなした区域の面積が3,000
 平方メートル未満である場合において、当該一体の
 開発区域とみなした区域が法第12条の4第1項に規
 定する地区計画の区域に隣接しないときに行う行
 為。ただし、先行する行為及び当該先行する行為の
 後に行う行為が、開発区域に接する道路の幅員が4
 メートル未満であり、かつ、市長がやむを得ない理
 由があると認めた行為に限る。
 (5) 先行する行為において開発許可条例第2条の3各号に規
 定する交付、指定又は許可を受けた者との間の関係が次の
 いずれにも該当しない者が行う行為であって、それぞれの
 行為が完了していない場合にあつては工事の仮囲い、仮排
 水等の防災装置、造成等において独立しているもの、それ
 ぞれの行為が完了している場合にあつては行為を行う区域

内で造成が独立しているもの
 ア 双方が同一法人であること。
 イ 一方の法人の代表者若しくは役員又は人が他方の法人
 の代表者若しくは役員又は人であること。
 ウ 一方の法人の代表者又は人の配偶者若しくは1親等の
 血族が他方の法人の代表者又は人であること。
 第32条ただし書中「第58条の2第1項及び開発許可条例第14
 条第1項」を「第35条の2第3項若しくは第58条の2第1項、
 省令第29条若しくは第32条又は開発許可条例第14条第1項若し
 くは第16条から第18条まで」に、「届出書」を「届出書等」に
 改める。
 第19号様式中「検査済証交付番号」を「公告番号」に改め
 る。

附 則
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

横須賀市告示第84号
 令和元年度横須賀市一般会計補正予算（第2号）は、9月19
 日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。
 令和元年9月25日

横須賀市長 上 地 克 明

令和元年度横須賀市一般会計補正予算（第2号）
 令和元年度横須賀市の一般会計補正予算（第2号）は、次に
 定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ484,744千円
 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
 167,448,434千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額
 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出
 予算補正」による。
 （繰越明許費の補正）
 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費
 補正」による。
 （債務負担行為の補正）
 第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補
 正」による。
 （地方債の補正）
 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15	使用料及び手数料	3,789,237	14,548	3,803,785
	1 使 用 料	2,973,840	14,548	2,988,388
16	国庫支出金	28,599,458	23,223	28,622,681
	2 国庫補助金	9,568,049	23,223	9,591,272
21	繰越金	337,030	222,573	559,603
	1 繰越金	337,030	222,573	559,603
23	市 債	23,884,100	224,400	24,108,500
	1 市 債	23,884,100	224,400	24,108,500
	歳 入 合 計	166,963,690	484,744	167,448,434

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2	総 務 費	15,689,347	144,586	15,833,933
	1 総務管理費	12,630,747	144,586	12,775,333

4	衛 生 費		7,223,114	37,752	7,260,866
		1 保 健 衛 生 費	7,223,114	37,752	7,260,866
5	環 境 費		19,646,799	49,128	19,695,927
		1 環 境 費	19,646,799	49,128	19,695,927
9	土 木 費		18,299,627	218,978	18,518,605
		5 都 市 計 画 費	10,279,805	207,602	10,487,407
		6 住 宅 費	1,291,518	11,376	1,302,894
10	消 防 費		6,501,744	34,300	6,536,044
		1 消 防 費	6,501,744	34,300	6,536,044
歳 出 合 計			166,963,690	484,744	167,448,434

第2表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	交 通 安 全 推 進 費 (交 通 安 全 環 境 整 備 事 業)	50,000
		政 策 推 進 費 (大 規 模 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 事 業)	10,000
衛 生 費	保 健 衛 生 費	健 康 づ く り 費 (が ん 対 策 推 進 事 業)	690
		健 康 福 祉 セ ン タ ー 費 (健 康 福 祉 セ ン タ ー 運 営 管 理 事 業)	37,752
土 木 費	都 市 計 画 費	公 園 新 設 改 良 費 (中 央 公 園 整 備 事 業)	70,000

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	区 分	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	情 報 政 策 費 (情 報 シ ス テ ム 管 理 運 営 事 業)	補正前	22,660
			補正後	31,711

第3表 債務負担行為補正
廃 止

(単位 千円)

事 項	区 分	期 間	限 度 額
母子保健・予防接種システム更改事業費	補正前	令和2年度	38,280千円に消費税額及び地方消費税額を加算した額
	補正後	-	-

第4表 地方債補正
変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業 費	補正前	7,854,400
	補正後	7,903,500
街 路 事 業 費	補正前	76,800
	補正後	94,900
公 園 整 備 事 業 費	補正前	3,059,400
	補正後	3,216,600

上下水道企業管理規程

横須賀市上下水道企業管理規程第5号

横須賀市水道事業給水条例施行規程(昭和33年横須賀市水道企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

第7条本文中「第5条」を「第6条」に改める。
第36条各号列記以外の部分中「第35条第1項第4号」を「第35条第1項第5号」に改める。
第37条各号列記以外の部分中「第35条第1項第2号イ」を「第35条第1項第3号イ」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第2号

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月25日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 美術館条例施行規則(平成19年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号ア中「310円」を「320円」に改める。

(生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第2条 生涯学習センター条例施行規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表ピアノ(大学習室)の項中「5,140」を「1,660」に改め、同表ピアノ(音楽室)の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。